

横 浜 市
星 川 駅 周 辺 地 区
道 路 特 定 事 業 計 画

平 成 2 3 年 1 2 月

横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区
横 浜 市 道 路 局

横浜市
星川駅周辺地区道路特定事業計画

【目次】

1. はじめに	1
2. バリアフリー新法の仕組み	1
3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路	3
4. 道路特定事業計画とは	4
5. 整備方針	4
6. 整備計画	6
(1) 個別経路の事業計画	
(2) 道路特定事業計画の対象経路	
7. 道路特定事業計画の推進にあたって	18

1. はじめに

横浜市では、平成18年12月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の施行を受け、基本構想の策定など様々なバリアフリー施策を推進しています。

これを受け、横浜市では、保土ヶ谷区の中心的地域として、行政施設、文化施設、福祉施設、商業施設などの不特定多数の人が利用する施設が集積している星川駅周辺地区を対象に、「星川駅周辺地区バリアフリー基本構想」を平成23年3月に策定しました。

保土ヶ谷区と道路局では、この基本構想の実現に向け、事業の内容や実施予定期間を定めた「道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

2. バリアフリー新法の仕組み

(1) バリアフリー新法とは

高齢者、障害者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化の推進

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されます。

重点整備地区（ ）のバリアフリー化の推進

市町村は、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区などで、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を作成することができます。

重点整備地区

地区全体の面積がおおむね400ha 未満の地区であって、生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区とする。重点整備地区の境界は、できる限り町境、字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示する。

(2) バリアフリー基本構想とは

重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化を図る経路（生活関連経路）、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容などを定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化を実施することになります。横浜市では、原則、基本構想策定から5年後を目標に事業を実施していきます。

3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

「星川駅周辺地区バリアフリー基本構想」において、「生活関連施設」と「生活関連経路」が定められています。

生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設のことである。

主として、高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること、かつ、その施設へ至る手段が、主に星川駅からの徒歩によることという条件を満たす施設とする。

生活関連経路

生活関連施設相互間の経路で、特にバリアフリー化されている必要性が高い経路とする。

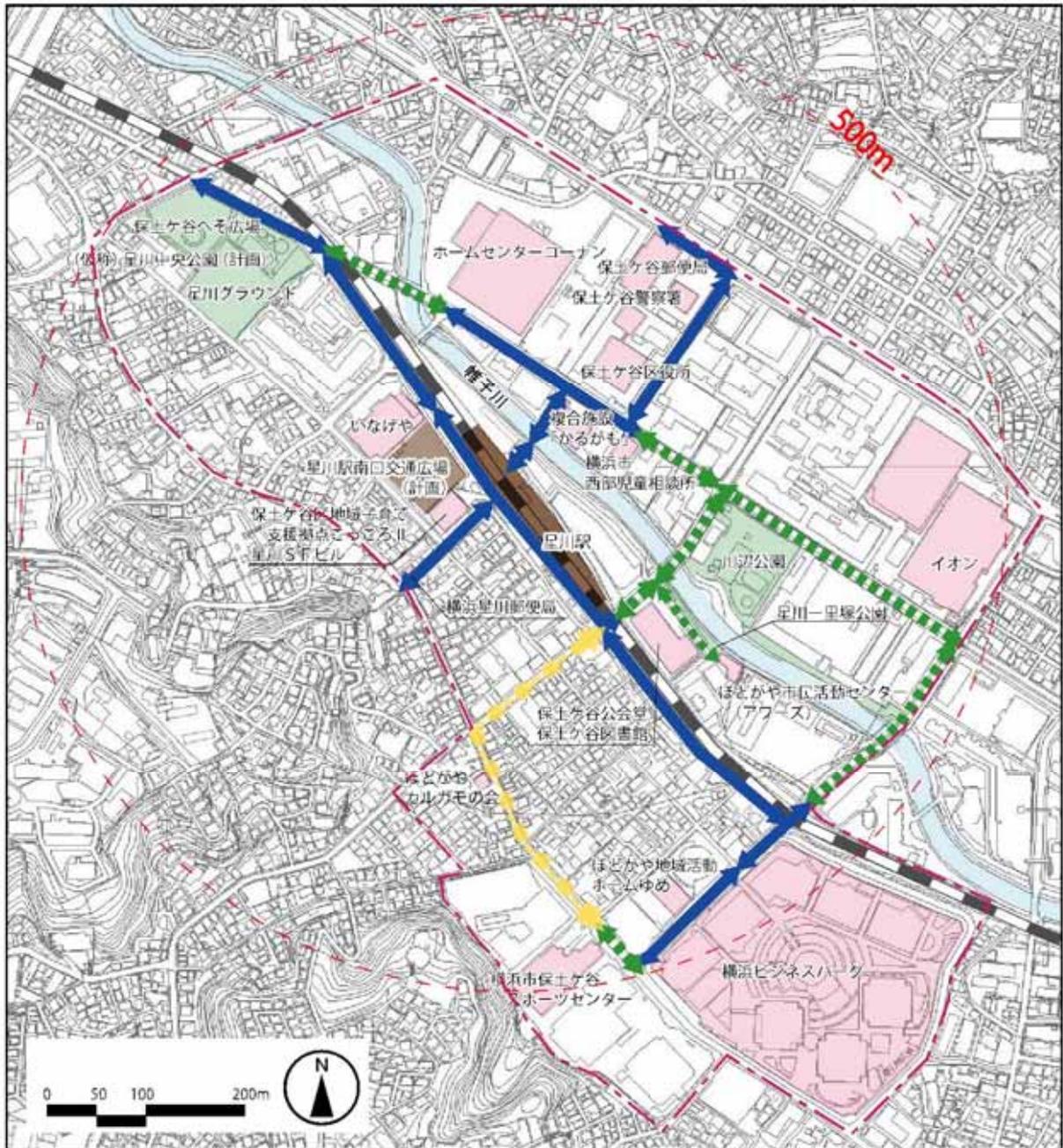
なお、生活関連経路は、道路等の整備に係る事業の実施において、その目標とする整備水準により、次の2つに区分する。

○生活関連経路（A）

生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路、または、すでに同基準等に沿った整備がなされている経路

○生活関連経路（B）

生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路Aに設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）



凡例	
	重点整備地区
<生活関連施設>	
	駅・交通広場
	建築物
	公園・広場等
<生活関連経路>	
	生活関連経路 (A)
	生活関連経路 (B)
	生活関連経路以外に配慮を要する経路

4 . 道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

道路特定事業を実施する「道路の区間」 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」 その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

5 . 整備方針

(1) 目標年次

原則として、平成 2 7 年度までを目標に整備を実施します。

(2) 整備レベルの設定

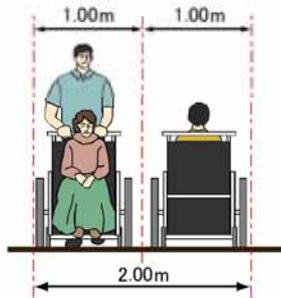
地域特性や現況のデザイン、周辺沿道状況に配慮して、改修等の整備レベルを設定します。なお効果的な整備を実施するために、他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮します。

(3) 道路の移動等円滑化整備ガイドラインの主な整備基準
 「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」及び「横浜市福祉のまちづくり
 条例施設整備マニュアル」を基本とした整備を実施します。

道路の移動等円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

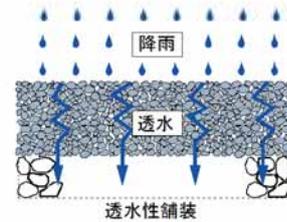
■ 歩道有効幅員

- 歩道の有効幅員は2m以上確保する。



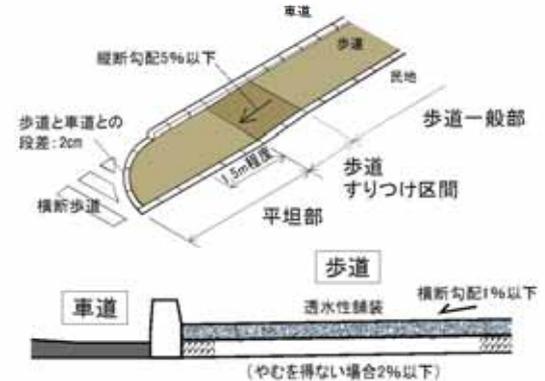
■ 舗装材

- 歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



■ 歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



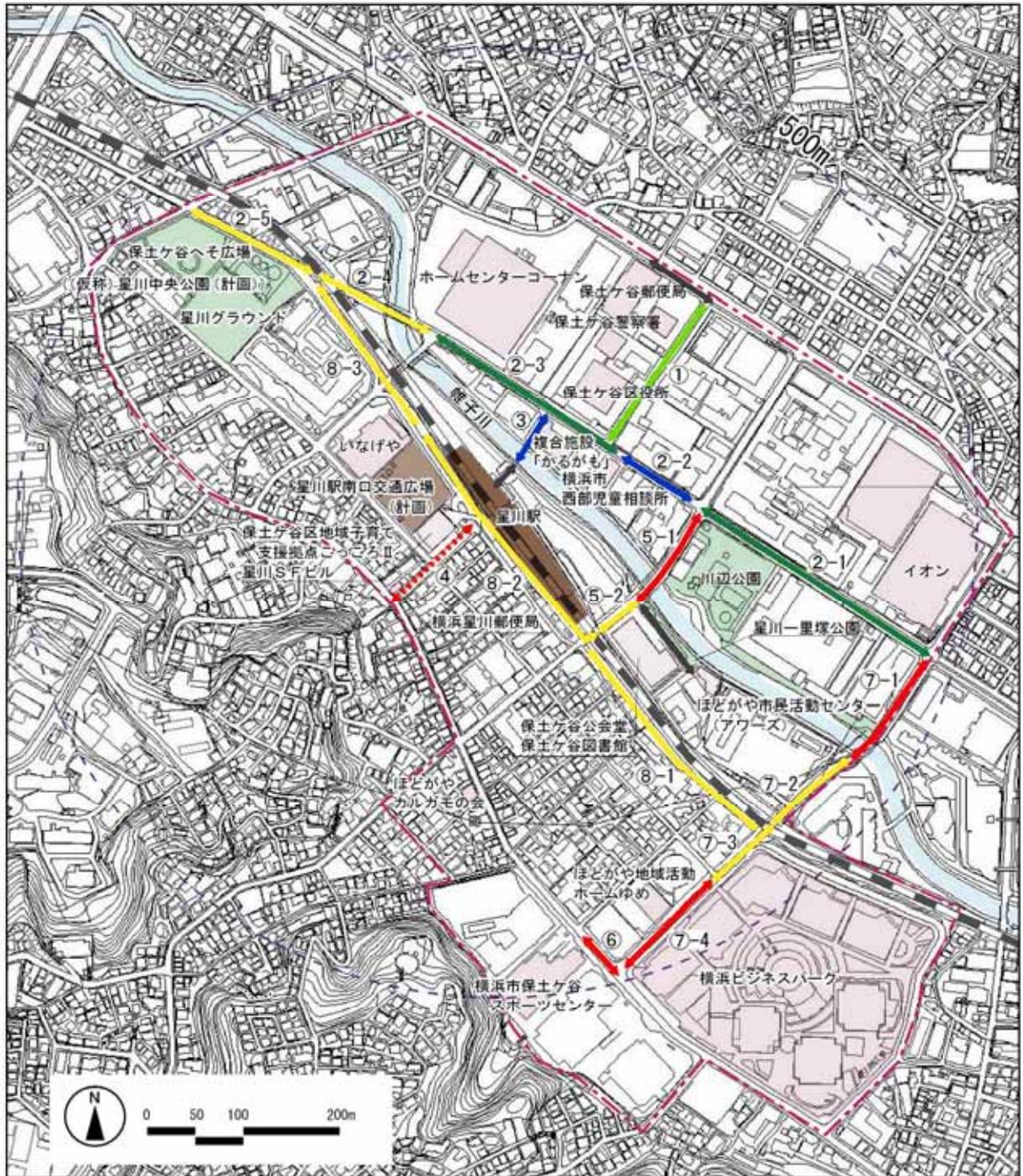
■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。(周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。)
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入り口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置例

(2) 道路特定事業計画の対象経路



凡 例	
	平成 22 年度完成
	平成 23 年度完成予定
	平成 24 年度完成予定
	平成 25 年度完成予定
	平成 26 年度完成予定
	平成 27 年度完成予定

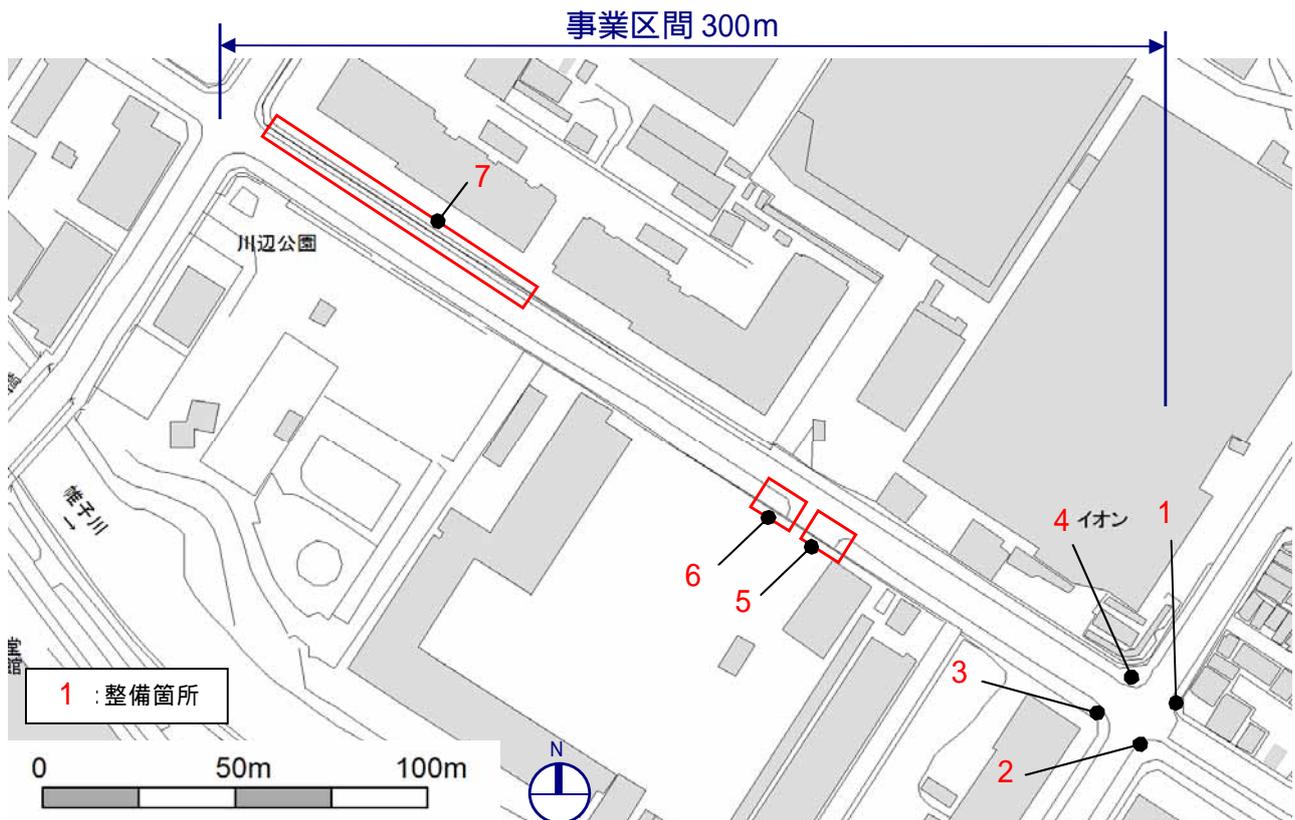
凡 例	
	重点整備地区
	連続立体交差事業等により整備
	他事業
	駅・交通広場
	建築物
	公園・広場等

経路

道路特定事業計画書【生活関連経路A】						
経路名	保土ヶ谷警察署前（市道 三ツ沢 380）					
事業区間	保土ヶ谷区役所前交差点～保土ヶ谷警察署前交差点					
事業延長	180m					
事業実施予定期間	平成 22 年度～平成 24 年度					
【整備方針】						
〔課題〕：横断歩道部のすりつけ勾配が急な箇所や、誘導用ブロックが適切に敷設されていない箇所がある。						
〔対策〕：すりつけ勾配の改修や、視覚障害者誘導用ブロックを連続して新設する等を行う。						
【事業内容】						
	整備項目		事業量	箇所番号	備考	
歩行空間の確保	歩道の拡幅	m				
	道路構造の改修					
歩道の部分改修	全面改修	m				
	段差・すりつけ勾配の改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	3	3,6,7	
		横断勾配の改修	箇所	1	2	
		縦断勾配の改修	箇所			
		舗装材の改修	m ²			
排水施設の改修	箇所					
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修	経路誘導の連続敷設	新設	m	175	1	
		改修	m			
	交差点等の部分敷設	新設	箇所			
		改修	箇所	4	3,6,7,8	
その他	植栽マスの改修	箇所	1	4		
	車止めの撤去	箇所	2	5		
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】						
・区役所乗り入れ部の改修に際しては、区役所との協議が必要						



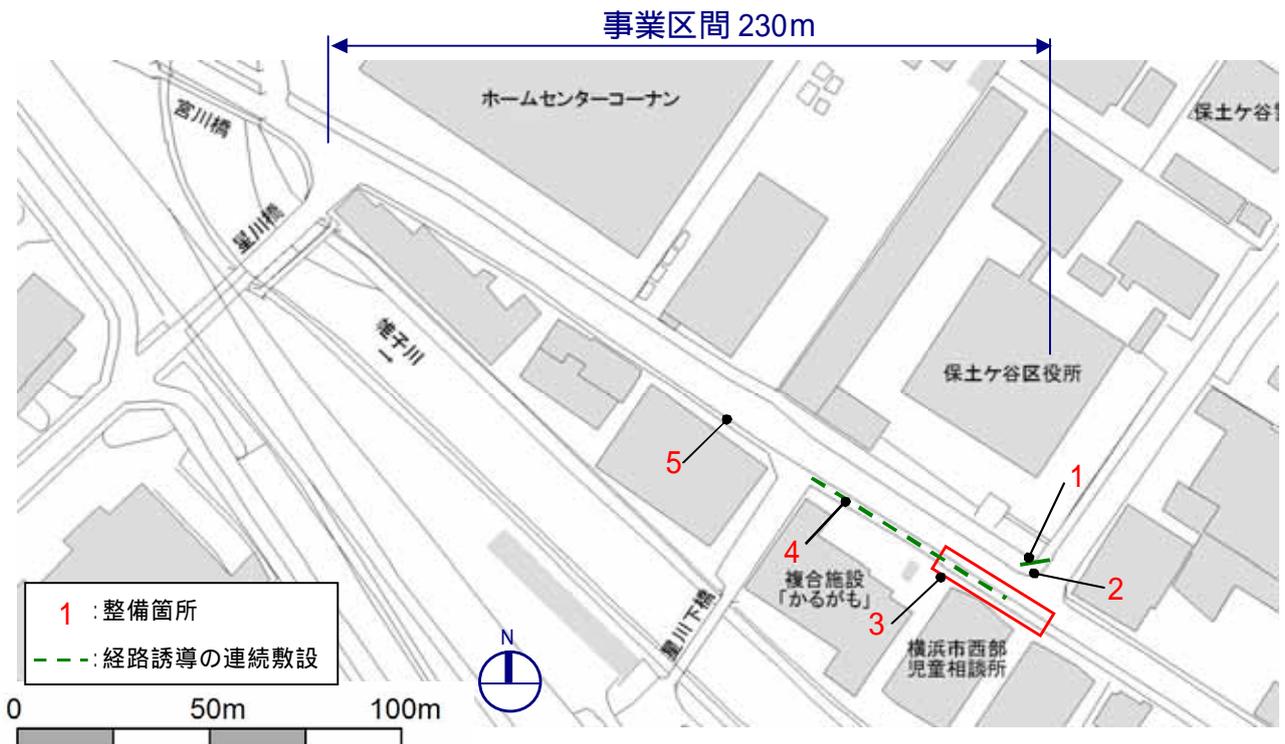
道路特定事業計画書【生活関連経路B】				
経路名	-1 イオン前（市道 鶴ヶ峰天王町線 7147）			
事業区間	イオン南側交差点～川辺公園前交差点			
事業延長	300m			
事業実施予定期間	平成 22 年度～平成 25 年度（平成 22 年度、平成 24 年度～平成 25 年度）			
【整備方針】				
〔課題〕：横断歩道部のすりつけ勾配が急な箇所や、乗り入れ部の横断勾配が急で舗装の不陸がある箇所がある。				
〔対策〕：すりつけ勾配の改修や、乗り入れ部の横断勾配や舗装の改修を行う。				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
全面改修	m			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	5	1,2,3,4,6
	横断勾配の改修	箇所	1	6
	縦断勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²	5	5
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所	5	1,2,3,4,6
その他				
照明柱の更新・移設	箇所	3	7	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				
・すりつけ勾配の改修に際しては、歩道状空地（イオン等）に影響するため調整が必要				
・乗り入れ部の改修に際しては、民地高さ等の調整が必要				



道路特定事業計画書【生活関連経路B】			
経路名	-2 保土ヶ谷区役所前（市道 鶴ヶ峰天王町線 7147）		
事業区間	川辺公園前交差点～横浜市西部児童相談所前		
事業延長	100m		
事業実施予定期間	平成 22 年度		
【整備方針】			
〔課題〕：植栽マスにより歩道幅員が確保できていない箇所がある。			
〔対策〕：植栽マスの改修により、歩道幅員の確保を行う。			
【事業内容】			
整備項目	事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保			
歩道の拡幅	m		
道路構造の改修			
全面改修	m		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	
	横断勾配の改修	箇所	
	縦断勾配の改修	箇所	
	舗装の改修	m ²	
	排水施設の改修	箇所	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修			
経路誘導の連続敷設	新設	m	
	改修	m	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	
	改修	箇所	
その他			
植栽マスの改修	箇所	9 1	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】			

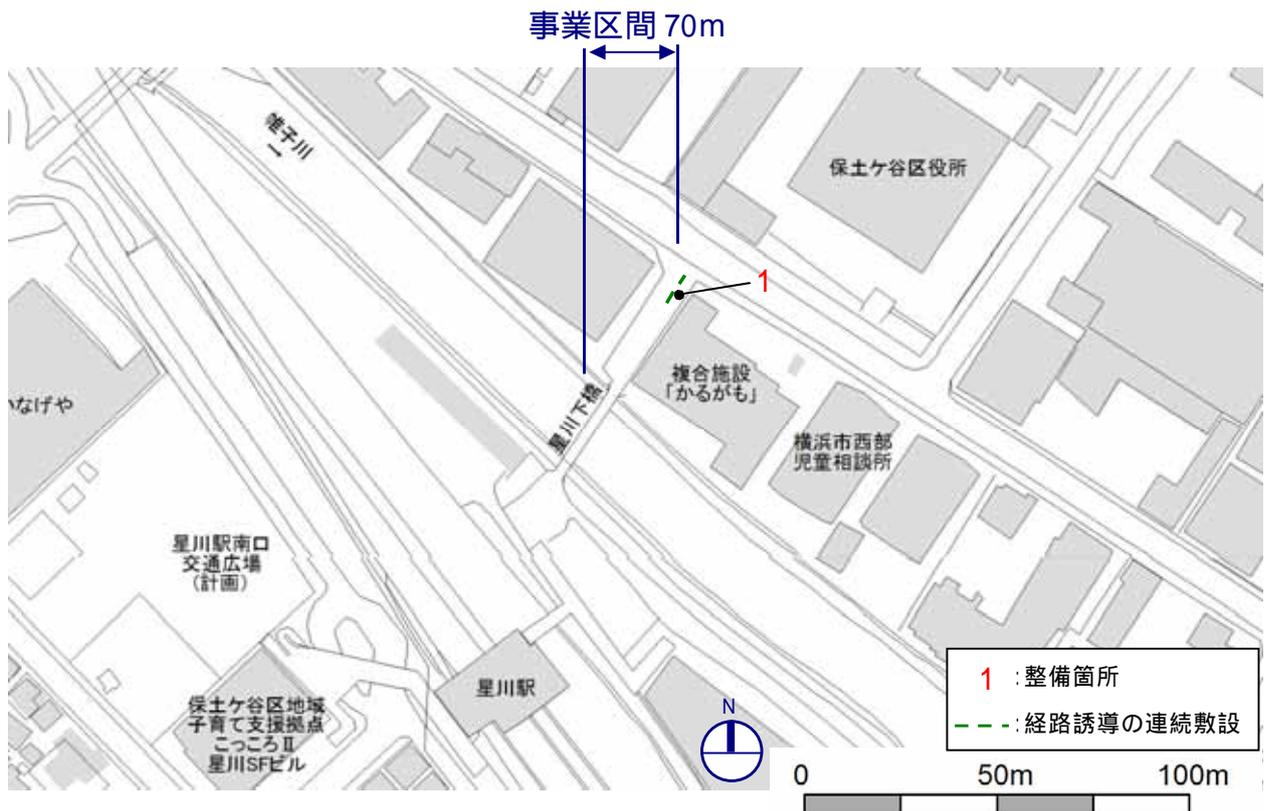


道路特定事業計画書【生活関連経路A】				
経路名	-3 保土ヶ谷区役所前（市道 鶴ヶ峰天王町線 7147）			
事業区間	横浜市西部児童相談所前～ホームセンターコーナン前			
事業延長	230m			
事業実施予定期間	平成 22 年度～平成 25 年度			
【整備方針】				
〔課題〕：横断歩道部のすりつけ勾配が急な箇所や、植栽マスや照明柱により歩道幅員が確保できていない箇所、視覚障害者誘導用ブロックが適切でない箇所がある。				
〔対策〕：すりつけ勾配や植栽マスの改修、視覚障害者誘導用ブロックの改修、照明柱の更新（移設等）を行う。				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の全面改修		m		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	1 2	
	横断勾配の改修	箇所		
	縦断勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	54 1,4	
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
その他				
植栽マスの改修	箇所	3	3	
照明柱の更新・移設	箇所	1	5	移設を検討
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				
・照明柱の更新（移設等）は、電柱への共架や埋設物および隣接する民地の建替え状況等も含め調整が必要				



経路

道路特定事業計画書【生活関連経路A】			
経路名	複合施設「かるがも」西側（市道 三ツ沢 307）		
事業区間	複合施設「かるがも」～星川下橋		
事業延長	70m		
事業実施予定期間	平成 22 年度		
【整備方針】			
〔課題〕：視覚障害者誘導用ブロックの連続誘導が一部基準に適合していない箇所がある。			
〔対策〕：視覚障害者誘導用ブロックの連続誘導の改修を行う。			
【事業内容】			
整備項目	事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保			
歩道の拡幅	m		
道路構造の改修			
全面改修	m		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	
	横断勾配の改修	箇所	
	縦断勾配の改修	箇所	
	舗装材の改修	m ²	
	排水施設の改修	箇所	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修			
経路誘導の連続敷設	新設	m	
	改修	m	5 1
交差点等の部分敷設	新設	箇所	
	改修	箇所	
その他			
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】			

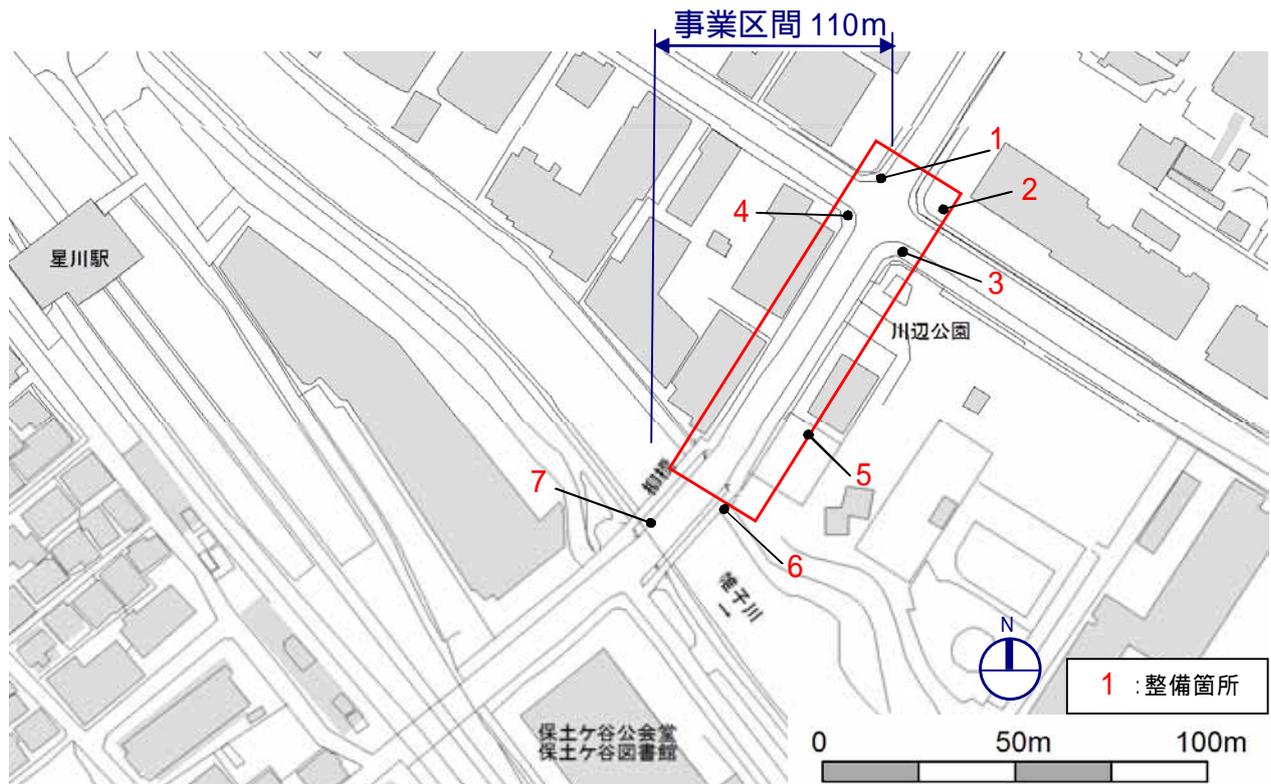


経路

道路特定事業計画書【生活関連経路A】					
経路名	星川SFビル東側（市道 天王町5）				
事業区間	星川駅～星川駅入口交差点				
事業延長	130m				
事業実施予定期間	平成27年度				
【整備方針】					
〔課題〕：横断歩道部のすりつけ勾配や縦断・横断勾配が急な箇所や、視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない箇所がある。					
〔対策〕：全面改修による勾配の改修や、視覚障害者誘導用ブロックの新設を行う。					
【事業内容】					
	整備項目	事業量	箇所番号	備考	
歩行空間の確保	歩道の拡幅	m			
	道路構造の改修				
歩道の部分改修	全面改修	m	75	7	
	段差・すりつけ勾配の改修	横断勾配の改修	箇所	8	1,2,3,4,5,6,8,9
		縦断勾配の改修	箇所		
		舗装材の改修	m ²		
		排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m			
	改修	m			
交差点等の部分敷設	新設	箇所	8	1,2,3,4,5,6,8,9	
	改修	箇所			
その他	車止めの改修	箇所	2	1,2	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】					
<ul style="list-style-type: none"> ・連続立体交差事業の概成に合わせて、事業着手する。 ・すりつけ勾配の改修に際しては、民地や歩道状空地（SFビル）に影響するため調整が必要 					

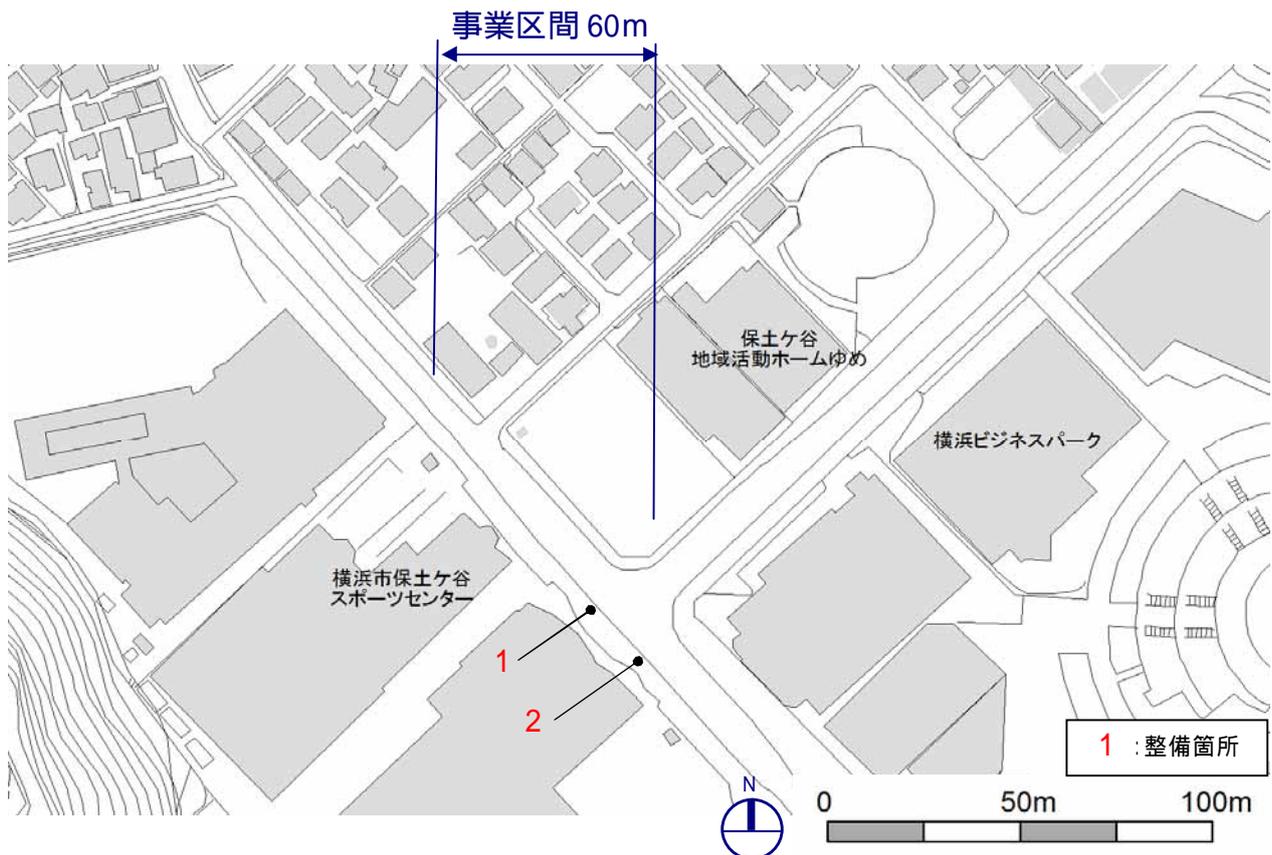


道路特定事業計画書【生活関連経路B】				
経路名	-1 川辺公園西側 (市道 天王町12)			
事業区間	川辺公園前交差点～柳橋			
事業延長	110m			
事業実施予定期間	平成22年度 平成25年度～平成27年度			
【整備方針】				
〔課題〕: 横断歩道部のすりつけ勾配が急な箇所や、高木の根上がりによる舗装の不陸がある。				
〔対策〕: 全面改修により、横断歩道部のすりつけ勾配や舗装の不陸の改修を行う。				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
全面改修		m	95	5
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	4	1,2,3,4
	横断勾配の改修	箇所		
	縦断勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所	2	2,3
その他				
照明柱の更新・移設		箇所	2	6,7
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				
・全面改修に際しては、柳橋の高さとの調整や、歩道状空地、民地とのすりつけ(乗り入れ部等)の調整が必要				

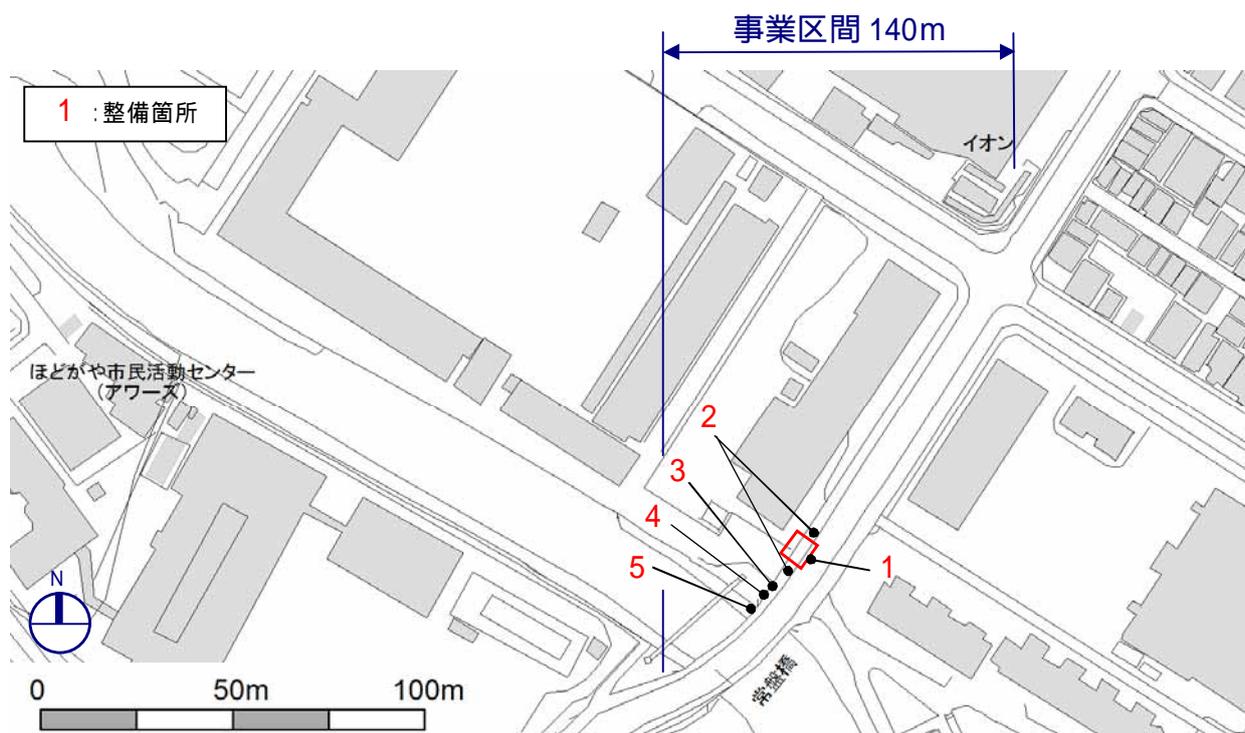


経路

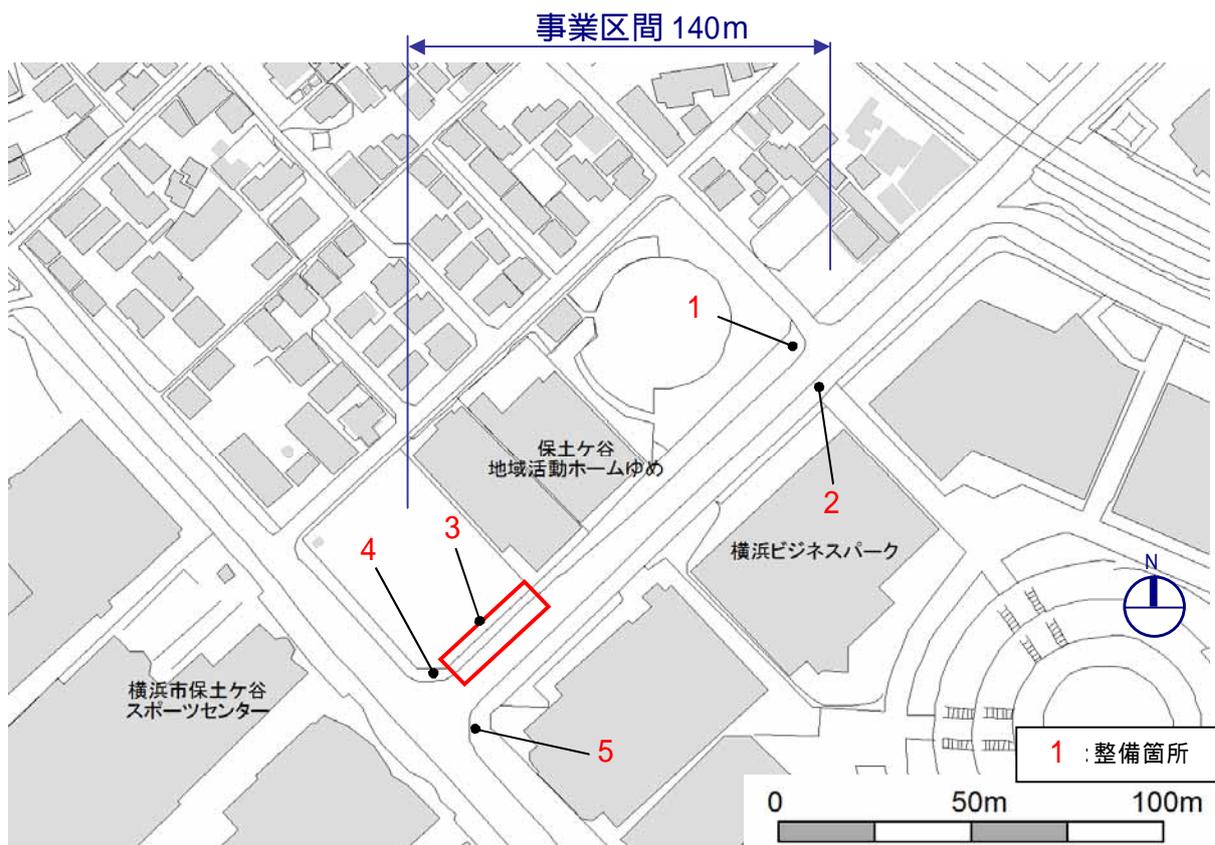
道路特定事業計画書【生活関連経路B】					
経路名	横浜市保土ヶ谷スポーツセンター前（市道 星川岩間線 7143）				
事業区間	横浜ビジネスパーク西側交差点～横浜市保土ヶ谷スポーツセンター前				
事業延長	60m				
事業実施予定期間	平成 26 年度～平成 27 年度				
【整備方針】					
〔課題〕：横断歩道部のすりつけ勾配が急な箇所がある。					
〔対策〕：横断歩道部のすりつけ勾配の改修を行う。					
【事業内容】					
	整備項目	事業量	箇所番号	備考	
歩行空間の確保	歩道の拡幅	m			
	道路構造の改修				
車道の全面改修	車道の全面改修	m			
	歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	2	1,2
		横断勾配の改修	箇所		
		縦断勾配の改修	箇所		
		舗装材の改修	m ²		
排水施設の改修	箇所				
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修	経路誘導の連続敷設	新設	m		
		改修	m		
	交差点等の部分敷設	新設	箇所		
		改修	箇所	2	1,2
その他					
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】					
・すりつけ勾配の改修に際しては、歩道状空地へ影響するため調整が必要					



【整備方針】			
〔課題〕：横断歩道部のすりつけ勾配が急な箇所や、縦断勾配が急な箇所、高木の根上がりによる舗装の不陸がある区間、歩道幅員が確保できていない箇所等の課題がある。			
〔対策〕：全面改修や張り出し歩道の整備等により、すりつけ勾配の改修や歩道幅員の確保を行う。			
【事業内容】			
整備項目	事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保			
歩道の拡幅	m	2	4
道路構造の改修			
全面改修	m		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	
	横断勾配の改修	箇所	
	縦断勾配の改修	箇所	
	舗装材の改修	m ²	5
排水施設の改修	箇所	1	3
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修			
経路誘導の連続敷設	新設	m	
	改修	m	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	
	改修	箇所	
その他			
植栽マスの改修	箇所		
車止めの改修	箇所	2	2
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】			
・歩道の拡幅に際しては、関係部署との調整が必要			



道路特定事業計画書【生活関連経路A】				
経路名	-4 岩間川辺線 (市道 天王町 24)			
事業区間	神戸町第二公園東側交差点～横浜市保土ヶ谷スポーツセンター前			
事業延長	140m			
事業実施予定期間	平成 26 年度～平成 27 年度			
【整備方針】				
〔課題〕：横断歩道部のすりつけ勾配が急な箇所や、歩道幅員が確保できていない区間がある。				
〔対策〕：すりつけ勾配の改修や、植栽マスの撤去による歩道幅員の確保等を行う。				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の拡幅	m	35	3	植栽マスの撤去
道路構造の改修				
全面改修	m			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	4	1,2,4,5
	横断勾配の改修	箇所		
	縦断勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所	4	1,2,4,5
その他				
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				
・すりつけ勾配の改修に際し、歩道状空地や公園の高さ及び既存樹木等との調整が必要				



7. 道路特定事業計画の推進にあたって

「道路特定事業」を推進するため、道路管理者として取り組む内容について以下に示します。

- ・ 市広報誌やホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
- ・ 移動の妨げとなり道路の有効幅員を狭める不法占用物件や違法駐輪等については、沿道の皆様の協力や自転車利用者等のマナーが大切であり、今後とも指導、撤去、自転車駐車場利用促進の呼びかけ等を行います。

また、全ての人々が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、一人ひとりがお互いを理解するとともに、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民などの関係者の協力が必要です。皆様のご協力をお願いします。

横 浜 市
星 川 駅 周 辺 地 区
道 路 特 定 事 業 計 画

平 成 2 3 年 1 2 月

横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所

〒240-0005 横浜市保土ヶ谷区神戸町61

電話:045-331-4445 FAX:045-335-0531

横浜市道路局道路部施設課

〒231-0017 横浜市中区港町1 - 1

電話 : 045-671-2731 FAX : 045-651-6527

ホームページ : <http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/shisetsu/bfree/>